

深川市農業委員会総会議事録
(第 6 回)

令和5年9月28日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 4 6 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 毅英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷内 清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁		○
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	栗野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭	○	
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第6回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和5年9月28日(木) 10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補 |
| 5 書記 | 佐藤主任 |

宮谷局長

開会宣言(10時00分)

只今から、令和5年度 第6回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして、板垣委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。お忙しい中、お集まりいただき有難うございます。僕は、9月21日に稲刈りが終わりました。ただ近所でも、稲刈りが終わっていないところもあるので、全て終わるのはもう少し先かなと思います。

さて、水田活用交付金の関係についてですが、既に決まったことなのだから色々言うなどと言われてはいますが、関連の予算の中で出てきたものですから来年になったらどうなるか分からないものに、色々言うてくるなというののもどうなのかなと思います。今日の日本農業新聞に農業景況調査の結果が載ってまして、北海道の稲作は経営がすごく苦しくなったという人が44%ほど、府県の人には30%代ということで、酪農については85%ほどの人が経営が苦しくなったと回答した、という記事がありました。我々農業委員会としましても、経営不振というのは農地の保全や担い手への集積・集約、耕作放棄地の問題に影響が出るので心配となります。僕の地域でも、水田活用交付金の支払がなくなるので離農すると言っている人もいますので、これから離農する人が増えると、農地の流動化にも難しい問題になると思いますし、山間の耕作放棄地等が増えてくるところが心配しています。

そんな中で10月11日に北海道東北ブロックの7人で、岸田総理を表敬訪問し要望書を渡してることが決定しましたので、私も参加するよう言われていますので、行ってきたいと思います。翌12日には、北海道農政部と農協中央会とで、農水省と農業分野に強い政治家に対して、水田活用に関して要望書を出すと同っていますので、こちらにも参加したいと思っています。そこでどういう話が出てくるかで、今後の展開が変わってくるので、注目していきたいと思っています。そんな中収穫作業も中盤で、そばが終わりこれから大豆も始まりますし、来年に向けての準備も始まりますから、来年の政策がどう変わるかで我々の準備も変わってくると思いますので、しっかりとこちらの準備もしていきたいと思っています。

今日は少し件数が多いですが、審議のほどよろしくお願いします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

5番廣田委員、6番近藤委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告、(1)農業行政報告はありませんので、(2)農業委員会業務報告を局長より報告願います。

宮谷局長	8月28日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。 (1) 農地特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。
清水委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。 (2) 農政特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。
宮武委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は5件で、すべて、売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から4番が令和5年9月1日、番号5番は令和5年9月15日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第1号を報告どおり承認します。 次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
佐藤主任	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、1番が新法分、2番が旧法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)

菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。</p> <p>次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をいたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番、2番ともに、農業委員会内規2—(1)—の「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「田」として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第3号を承認します。</p> <p>次に、報告第4号 職員の任免について、事務局より説明願います。</p>
宮谷局長	<p>令和5年10月10日付深川市分掌異動に伴い、農業委員会事務局職員の任免について会長が市理事者と予め協議し、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、記載のとおり任免しましたので、ご報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第4号を承認します。</p> <p>ここで農業委員会総会を暫時休憩します。</p> <p>(10:16から10:19まで)</p>
菊入会長	<p>総会を再開します。</p>
菊入会長	<p>続きます、日程第5、議案に入ります。</p>
菊入会長	<p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。</p>
成田主事補	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は2件で、番号1番は貸主が売買するための解約、番号2番は借主の経営合理化のための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、全て令和5年9月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号1番で富川委員の議事参与を制限します。それでは、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>

藤野係長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は1件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が労働力不足により経営縮小するもので、経営拡大を図る譲受人に売買するものです。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第3号 買入協議の要請について、を議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第3条第2項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第15条第1項の申出に係るもののうち、同法第16条の規定による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は1件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この1件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あつせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第4号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
成田主事補	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は7件で、すべて、売買の案件です。番号1番、2番は、出し手が労働力不足により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号3番は、出し手が離れ地を処分</p>

	<p>し、経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号4番は、出し手が老齢により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号5番、6番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は番号5番はJA資金、番号6番は自己資金です。番号7番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手の理由としましては、出し手が老齢により経営縮小するため処分するものです。番号7番につきましては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号4番で尾崎委員、5番で富川委員の議事参与を制限します。それでは、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、深川市から意見を求められた農用地利用集積等促進計画について、適当であるとの意見を付して提出するため審議をお願いします。農地中間管理事業につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和5年度から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。今月は2件です。番号1番は、農地法第41条第1項の規定による所有者等を確知できない農地を利用する権利について、同法第41条第2項において読み替えて準用する第39条第1項の規定により利用する権利を北海道農業公社に設定する裁定のあった案件で、受け手が経営拡大のため農地中間管理事業に参加するもので、農地中間管理機構である北海道農業公社から1年間借り入れるものです。番号2番は、平成28年3月総会におきまして農用地利用集積計画を決定し、農地所有者から北海道農業公社へ農地中間管理権を設定した案件で、現行の担い手の経営合理化のため賃貸借設定を解約し、新たな農用地利用集積等促進計画を立てることによって別の受け手に貸し付けるものです。賃貸借期間につきましては、残期間の3年となっております。なお、適当であるとの意見を付して提出する農用地利用集積等促進計画につきましては、今後、北海道農業公社、北海道の手続きを経まして令和5年10月31日に公告決定となる予定です。権利を設定する農用地の内容、氏名、経営面積等は記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>

菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第6条第1項において、農地所有適格法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととされており、さらに農地法施行規則第58条第1項では、毎年事業年度の終了3ヵ月以内に農地又は採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならないとし、農地法施行規則第58条第2項では、提出添付書類が定められております。また、農地所有適格法人の確認すべき要件として、「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の5つの要件があり、農地法により定められた要件を満たすことが農地所有適格法人の絶対条件とされています。農業委員会では提出された報告書と添付書類により、要件を満たしているか把握し、要件が満たされていない法人に対しては、指導を行うことと定められております。報告のありました法人数は10件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら10法人については、いずれも要件の全てを満たすと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p>
	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第7号 深川市農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見について、を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
藤野係長	<p>深川市農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見について、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定により、深川市が見直しを行う基本構想について、同法施行規則第2条の規定に基づき、深川市長から意見を求められたので審議をお願いします。答申は下記のとおりで、先の農政特別委員会報告のとおり、当農業委員会としては妥当なものと認めるとしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩します。</p>
	<p>深川市農業委員協議会に入ります。</p>
	<p>(協議会 10 : 32 から 10 : 45 まで)</p>
菊入会長	<p>深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。</p>
菊入会長	<p>議案第7号について、説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」という声あり)</p>

菊入会長

それでは異議なしということで、議案第7号は原案のとおり決定します。
以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。

(総会終了 10時46分)